特別養護老人ホーム ゆめみどり（ショートステイ）　利用料金表

≪令和４年１０月１日改定≫

【短期入居】　基本利用料金（日額）

	要介護度１	要介護度２	要介護度３	要介護度４	要介護度５
短期入所生活介護費	696 単位	764 単位	838 単位	908 単位	976 単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 単位				
看護体制加算（Ⅰ）	4 単位				
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18 単位				
小計　（A）	736 単位	804 単位	878 単位	948 単位	1016 単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（A）×8.3%＝（B）	61 単位	67 単位	73 単位	79 単位	84 単位
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（A）×2.7%＝（C）	20 単位	22 単位	24 単位	26 単位	27 単位
介護職員等ベースアップ等支援加算（A）×1.6%＝（D）	12 単位	13 単位	14 単位	15 単位	16 単位
負担割合１割（A）＋（B）＋（C）＋（D）	829 円	906 円	989 円	1,068 円	1,143 円
負担割合２割（A）＋（B）＋（C）＋（D）	1,658 円	1,812 円	1,978 円	2,136 円	2,286 円
負担割合３割（A）＋（B）＋（C）＋（D）	2,487 円	2,718 円	2,967 円	3,204 円	3,429 円

※1　必要があると認められた場合、送迎加算として片道につき 184 単位が加算されます。

※2　介護職員処遇改善加算は月単位で計算するため、単位数が多少前後することがあります。

※3　その他、以下の加算が適用される場合があります。

- 看護体制加算（Ⅱ）として８単位（日額）
- 療養食加算として８単位／回（1 日に 3 回を限度）
- 認知症専門ケア加算（Ⅰ）として３単位（日額）
- 若年性認知症利用者受入加算として 120 単位（日額）
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算として１日につき 200 単位（7 日間まで）

【介護予防短期入居】　基本利用料金（日額）

	要支援１	要支援２
介護予防短期入所生活介護費	523 単位	649 単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	18 単位	
小計　（A）	541 単位	667 単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（A）×8.3%＝（B）	45 単位	55 単位
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（A）×2.7%＝（C）	15 単位	18 単位
介護職員等ベースアップ等支援加算（A）×1.6%＝（D）	9 単位	11 単位

負担割合１割 （A）＋（B）＋（C）＋（D）	610 円	751 円
負担割合２割 （A）＋（B）＋（C）＋（D）	1,220 円	1,502 円
負担割合３割 （A）＋（B）＋（C）＋（D）	1,830 円	2,253 円

※1　必要があると認められた場合、送迎加算として片道につき 184 単位が加算されます。

※2　介護職員処遇改善加算は月単位で計算するため、単位数が多少前後することがあります。

※3　その他、以下の加算が適用される場合があります。

- 療養食加算として８単位／回（1 日に３回を限度）
- 認知症専門ケア加算（Ⅰ）として３単位（日額）
- 若年性認知症利用者受入加算として 120 単位（日額）
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算として１日につき 200 単位（7 日間まで）

【共通】

○食費・滞在費（日額）

区　分	食　費	滞在費	合　計
第１段階	300 円	820 円	1,120 円
第２段階	600 円	820 円	1,210 円
第３段階①	1,000 円	1,310 円	2,310 円
第３段階②	1,300 円	1,310 円	2,610 円
第４段階	1,820 円	2,700 円	4,520 円

※1　食費及び滞在費は全額自己負担となっています。

※2　低所得者には食費･居住費の負担限度額が設定されることがあります。詳しくは保険者（市町村）にお問い合わせください。

※3　減額該当者は、保険者より発行される**介護保険負担限度額認定証**をご提示ください。

※4　減額の非該当者は第４段階に区分されます。

○その他の料金（自己負担となるサービス）

おやつ代	100 円（日額）
理美容代	実費（出張日は事前にお伝えします。）
交通費（通常の事業実施地域外）	定めた地域を越えた地点から１㎞毎に 150 円
電気代	実費（希望によって使用される電化製品がある場合）
電話代	３分間で 10 円（施設の電話をご利用いただけます。）
買物代行料	実費（希望によって日用品等の買物を代行します。）
複写物の交付	１枚につき 10 円（白黒）
クリーニング代	おしゃれ着として業者依頼した場合の実費
教養娯楽費	レクリエーションやクラブ活動の利用料金・材料費等の実費
身の回りの日用品	実費（希望によって使用される日用品がある場合）

※1　おやつ代については、利用者の希望によってご負担いただきます。

※2　おむつ代及び洗濯代は、基本利用料金に含まれます。

※3　上記以外に入居者にご負担いただくことが適当であると認められる費用については、事前に入居者または代理人等のご了解を得た上で徴収します。